

東近江市民クラブ　大橋　保治
全国へ森里川湖を発信！

Q 全国都市緑化フェアについて、
①目的や波及効果を検証しては。
②フェアへの参画で、まちづくりにおいて大変意義のある取り組みができると考えるが見解は。
③本市の森里川湖を生かし、今後どのような取り組みに展開できる可能性があるか。
④令和12年に滋賀県と草津市の共催で誘致計画が進められている。本市でも取り組んでは。

A ①都市緑化意識の高揚や緑豊かな都市づくり実現を目的として開催されており、大変意義を持つものと認識しています。
　波及効果についての検証は、本市の豊かな自然環境を生かした魅力あるまちづくりの貴重な参考情報になると考えます。
②公園の利活用だけでなく、環境教育、観光・産業振興、地域活性化など多角的な波及効果をもたらし、将来のまちづくりに大変意義のあるものと考えます。
③森里川湖の豊かな自然環境を生かした環境学習や保全活動などの取り組みを推進しています。
　こうした取り組みを通じ、継続的な緑化活動に展開できる可能性があると考えます。
④将来のまちづくりに向けた夢のある前向きな提案として受け止めていますが、県や草津市との調整、財政面、適切な会場の確保や運営体制の構築など、多くのクリアすべき条件や課題があり、現時点では参画は難しいと考えています。





東近江市民クラブ　西澤　由男
河川愛護も年々負担に…

Q 河川愛護活動では、若者不在の30軒ほどの住民が延長2キロメートルもの法面を夏草と格闘しながら一年に2回も3回も草刈りをするのに対し、報償費は1回分しか支払われない。
①本事業の現状や自治会の要望を県に伝えることへの見解は。
②現時点での最良の実施方法は。
③草刈り機などの購入支援策は。

A ①実情に即した制度運用の見直しや負担軽減につながる支援の充実を要望しています。
②活動範囲の縮小や重機による作業委託を提案しています。
③草刈り機などの購入には、まちづくり資料集に掲載されている助成事業が活用できます。

Q 地域保全活動の持続性の回復には、水遊びができ、憩える水辺空間の確保や豊かな田園風景の中でのイベント開催など、河川や農地に関心を引く工夫が必要である。
　希薄になった河川や農地との関係の再構築についての見解は。

A 生活の糧を得るための農地や水源としての河川は、生活を支える大事な社会資本でしたが、近年の生活様式の変化などで、農業を営む人々以外は河川や農地に関わる機会もほとんどなくなりました。
　自分たちの地域は自分たちの力で美しく未来へ残すべきという意識を持つことで、関係性の再構築を図るべきと考えます。


法面の草刈りは重労働



東近江市民クラブ　田井中　丈三
自身と大切な人の命を守る

Q 地球温暖化に起因するとされる異常気象は、この夏もさまざまな特異現象として現れた。
　酷暑の連続や、台風の巨大化と従来にない動き、線状降水帯による大雨などで浸水被害が発生しているが、
①避難所はどの警戒レベルで開設されるのか。
②防災情報の伝達手段は。

A ①避難所の開設は、防災気象情報の警戒レベルだけで判断せず、河川水位や土砂災害の危険度、気象予測、現地の状況を総合的に勘案して行います。
②市が避難情報を発令した場合、戸別受信機をはじめ、緊急速報メール、ホームページ、SNS、東近江スマイルネットなどの複数の手段を活用し、迅速かつ確実な情報伝達に努めています。

Q 夏の伊庭内湖は、おとしまで水面の大半が水草に覆われていたが、水草の除去作業が行われたことにより、元の姿を取り戻している。
①令和8年度の水草駆除範囲と、その作業費用は。
②令和9年度以降の対応は。

A ①伊庭内湖の総面積約52ヘクタールのうち、約24ヘクタールを対象としており、その費用は約3800万円です。また、陸揚量は約400トンを見込んでいます。
②県と協働して実施できるよう調整中です。その後は繁茂状況などを踏まえ適切に判断します。


藻刈船・手前に写る水草が内湖全体を覆っていた



東近江市民クラブ　森　鉄兵
クビアカツヤカミキリに要注意

Q 特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの対策について、
①市内で被害を疑う事例は確認されているか。
②市が管理する桜などの調査や監視をどのように行っているか。
③農業者への周知や果樹園における発生状況の把握、監視をどのように行っているか。
④発見時には、速やかに調査や防除に着手できる体制を整えておくべきと考えるが。

A ①県や農業関係者などと情報共有を図っていますが、これまで市内で確認された事例は把握していません。
②職員などが公園や学校の日常管理、道路パトロールにあわせて、可能な限り確認を行っていますが、広範囲かつ多数の樹木を全て調査・監視することは現実的に困難であるため、本市ホームページを通じて市民の皆様へ情報提供の協力を求めています。
③果樹農家へは直接注意喚起を行っています。また、県の普及指導員が各果樹園を巡回し、被害内容、発生時の対応方法について周知するとともに発生状況の把握に努めています。
④早期発見・早期対応が極めて重要であると認識しています。
　万が一、被害などが確認された際には、国・県や地域住民と連携し、国の補助制度なども活用しながら、迅速かつ効果的な防除措置を講じられるよう体制の整備・充実に努めていきます。

